

名取市ごみ減量等推進協議会市民代表委員募集要項

1 公募の趣旨

名取市ごみ減量等推進協議会設置要綱（以下、「要綱」）に基づく委員のうち、市民代表委員として要綱第3条第2項第1号の規定による「一般公募された市民の代表」を市長が委嘱することとされている。

ごみ減量等推進協議会は、要綱第1条により「市民、事業者及び行政が一体となつてごみの減量化及び資源化を推進するため設置する」と定めており、市民が自由に意見交換をしながら、ごみ減量・リサイクル推進に向けて実効ある方策を検討し実践していくことを目的とし公募をするものとする。

2 公募の人数

15人程度

※要綱第3条第1項により「協議会は、委員25名以内をもって組織する」と定めており、そのうち第2項第1号で定める一般公募された市民の代表を15人程度とする。

3 応募要件

市内に在住し、満18歳以上の人で、年5回程度の会議（催し）に参加できる人

4 任期

令和9年1月1日から令和10年12月31日（2年間）

5 募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）まで

6 応募方法

氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び応募理由を書き込んだ「名取市ごみ減量等推進協議会市民代表委員申込書」（別紙）を名取市環境共創課に直接提出するか又は郵送、電子メールにより提出する。

7 名取市ごみ減量等推進協議会市民代表委員応募申込書（以下「応募申込書」）の配布方法

- （1）名取市生活経済部環境共創課窓口（募集期間中に配布）
- （2）市ホームページ（Word版とPDF版を掲載）

8 応募申込書提出受付

- （1）環境共創課窓口への直接提出 令和8年11月30日（月）17時15分まで
- （2）郵送での提出 令和8年11月30日（月）以前の消印のあるものまでが有効
- （3）電子メールでの提出 令和8年11月30日（月）中に発信されたものまでが有効

9 周知方法

広報なとり 10月号及び市ホームページにより周知する。

10 選考方法

(1) 第三次名取市男女共同参画計画において、審議会などへの委員の選任に関し「市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組む」こととしていることから、委員構成全体の状況を踏まえその点を考慮する。

(2) 可能な限り在住地区に偏りが生じないように選考する。

11 その他

(1) 提出された応募申込書は返却しない

(2) 名取市ごみ減量等推進協議会の会議は、原則公開で開催する。

12 問い合わせ

担当：名取市ごみ減量等推進協議会事務局

(名取市生活経済部環境共創課ごみ減量推進係内)

〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地

T E L : 022-724-7161 (ダイヤルイン)

e-mail : kuritai@city.natori.miyagi.jp